木津庁舎周辺地区整備計画

<table>
<tr><td colspan="3">名称</td><td colspan="2">木津庁舎周辺地区計画</td></tr>
<tr><td colspan="3">位置</td><td colspan="2">京都府木津川市木津南垣外の一部</td></tr>
<tr><td colspan="3">面積</td><td colspan="2">約1.. ５ｈａ</td></tr>
<tr><td rowspan="4">区域の整備・開発及び保全の方針</td><td colspan="2">地区計画の目標</td><td colspan="2">当地区には、地方公共団体の庁舎及びこれに付属する施設等が配置されており、当地区において地区計画を定めることにより、公衆の利便及び公務の能率の増進等、庁舎周辺地区にふさわしい街区環境の形成を図るものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">土地利用の方針</td><td colspan="2">土地利用は、地区内の緑の確保等、周辺地区と調和のとれた良好な庁舎地区の形成を図るものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">地区施設の整備の方針</td><td colspan="2">地区内幹線道路である市道３３５号及び地区周囲の生活道路を拡幅整備することにより、利便性と安全性の向上を図る。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の整備の方針</td><td colspan="2">当地区の建築物については、官庁施設として公衆の利便の増進を図るとともに、地区の良好な環境を保持するために、建築物の形態等の制限を行うものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地区整備計画</td><td colspan="2">地区施設の配置及び規模</td><td>道路</td><td colspan="2">地区内幹線道路　幅員 １５．４ｍ　延長 約１２５ｍ
区画道路　１号　幅員 １０．５ｍ　延長 約　８０ｍ
２号　幅員 １０．５ｍ　延長 約１１０ｍ
３号　幅員 １４ｍ　延長 約１００ｍ</td></tr>
<tr><td rowspan="3">建築物等に関する事項</td><td rowspan="2">地区の区分</td><td>名称</td><td>Ａ地区</td><td>Ｂ地区</td></tr>
<tr><td>面積</td><td>０．８ｈａ</td><td>０．７ｈａ</td></tr>
<tr><td colspan="2">壁面の位置の制限</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は３メートル以上、隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が１のものはこの限りではない。</td><td>建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は１．５メートル以上、隣地境界線までの距離は１メートル以上とする。ただし、守衛所、自転車置場、玄関ポーチその他これらに類するもので階数が１のものはこの限りではない。</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物の高さの最高限度</td><td>３１メートル</td><td>１５メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">建築物等の形態又は意匠の制限</td><td colspan="2">建築物及び広告物、看板の形態意匠は、周辺景観との調和に配慮したものとする。</td></tr>
<tr><td colspan="2">かき又はさくの構造の制限</td><td colspan="2">道路に面する宅地部分の、かき又はさくの構造は、次の各号に掲げるものとする。ただし、宅盤面より６０センチメートル以下の腰積みを、かき又はさくを支えるために併設することを妨げない。また、門についてはこの限りではない。
一 生垣
二 透視可能なさく
三 道路境界線から５０センチメートル以上後退したかき又はさくで、周辺環境と調和した良好な意匠のもの</td></tr>
</table>

計 画 図

5. 木津庁舎周辺地区計画

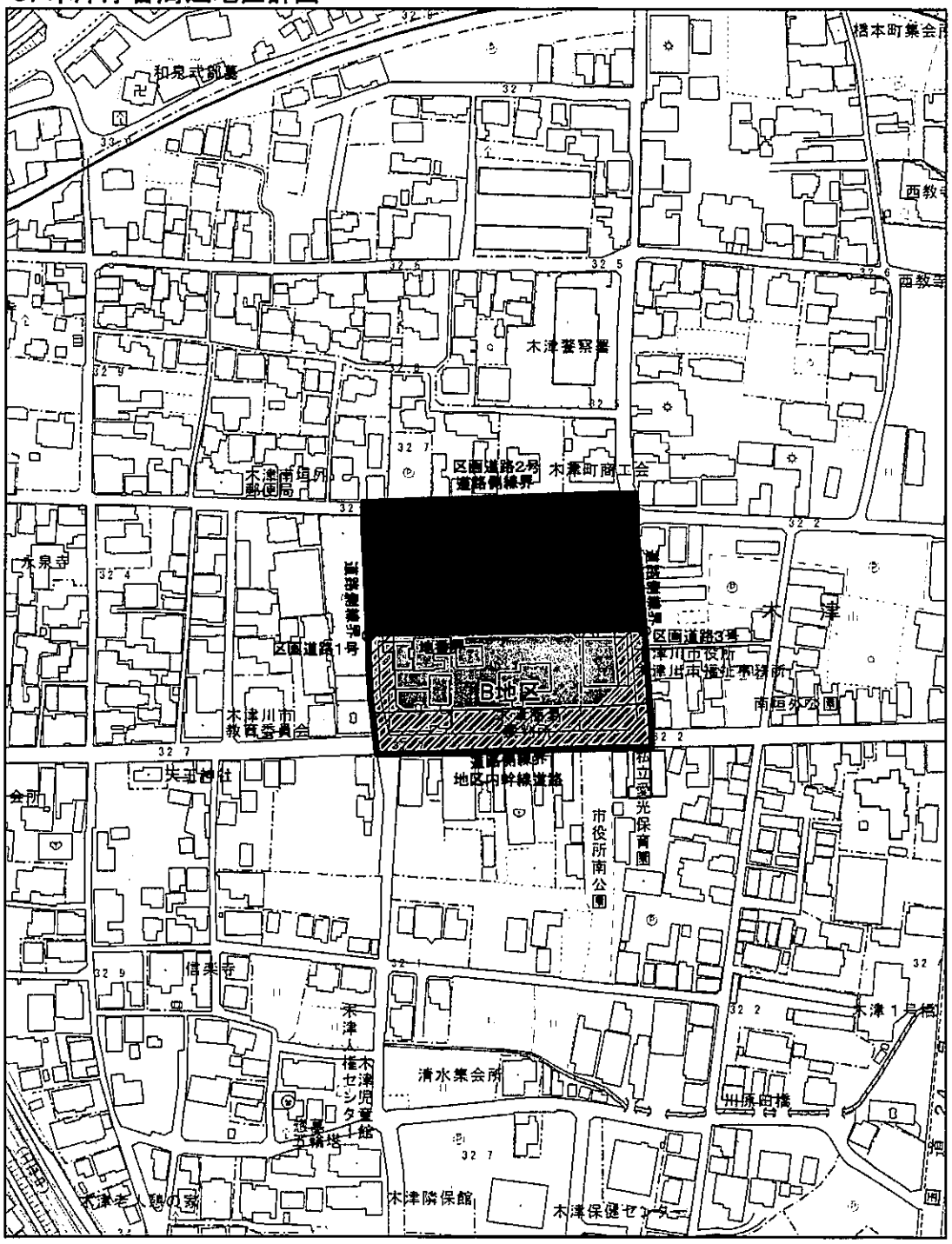

表示	地区計画ゾーン名称	用途地域
	A地区	第二種住居地域 (200/60)
	B地区	

凡 例	
	地区計画区域
	地区整備計画区域
	ゾーン境界線
	地区施設
	指定なし

N

0 100